

USPTO による Inter Partes Review & Post Grant Review に係る Final Rule

2012年08月27日

特許業務法人

HARAKENZO
WORLD PATENT & TRADEMARK

(旧称：特許業務法人原謙三国際特許事務所)

1. はじめに

2012年02月07日に、Leahy-Smith America Invents Act 下の new trial proceedings (2012年09月16日施行分) を実施するためのルール改正案 (Proposed Rule) のパッケージが公表されました。^{*1} このパッケージには、Inter Partes Review ^{*2}、Post-grant Review、transitional post-grant review proceeding for covered business method patents が含まれており、これらの手続は、発行済の特許を無効にする機会を competitors に付与するためのものです。

USPTO は、上記のルール改正案に対するパブリックコメントを検討し、2012年8月14日に官報において公示しました。

【全5頁】

本件記事に関し、後続するさらなる詳細情報の知得をご希望されるお客様は、下記の担当者までご連絡くださいますよう、お願い申し上げます。
ご不明点・ご質問等がございましたら、遠慮なくお問い合わせ下さい。

【 連絡先 】 特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK

外国専門部長 : 新井 孝政 (大阪本部在籍)
外国専門部長代理 : 岡部 泰隆 (大阪本部在籍)
TEL : 06-6351-4384 (代表)
E-Mail : iplaw-osk@harakenzo.com

【無断複製・転載禁止】

当サイトの掲載物は著作権法で保護されています。無断複製や転載は固くお断りいたします。
特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK, All rights reserved.

^{*1} Link: <http://www.uspto.gov/news/pr/2012/12-11.jsp>

^{*2} Link: http://www.uspto.gov/aia_implementation/rin-0651-ac71.pdf